

精華町健康総合拠点施設整備基本計画
(最終案)

令和 2 (2020) 年 3 月

精 華 町

目 次

1. 計画条件の整理	1
(1) 基本構想の要諦	
(2) 施設構成の考え方の再整理	
2. 建設候補地調査	3
(1) 建設候補地の抽出	
(2) 建設候補地の適性評価	
3. 基本計画	6
(1) 施設の機能構成	
(2) 保健センター機能の詳細	
(3) 住民活動交流機能の詳細	
(4) 災害時保健活動機能の詳細	
(5) 施設規模の想定	
(6) 施設活用イメージ	
4. 計画の推進に向けて	23
(1) 建設手順と建設計画	
(2) 概算事業費	

資料編

1. 計画条件の整理

(1) 基本構想の要諦

平成31年3月に策定した『精華町健康総合拠点施設整備基本構想（以下、基本構想）』において、新たに計画する施設整備の方針と基本施設・付加機能について次のとおり整理しています。

<施設整備の方針>

つなぐ・育む 笑顔と元気が生まれる健康総合拠点施設

方針1 安全で安心できる場所にする

方針2 適切な保健・子育て支援サービスが提供できる場所にする

方針3 必要な情報が得られ、発信できる場所にする

方針4 みんなが気軽に集い、交流できる場所にする

方針5 住民活動が発展し、協働の取り組みにつながる場所にする

<基本施設>

- 保健センター（※1）
- 子育て支援センター（※2）

<付加機能>

- 母子包括支援機能
- 住民活動交流機能
- 危機管理機能

※1 保健センター：「地域保健法」第18条に規定する市町村が住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設です。

※2 子育て支援センター：「子ども・子育て支援法」59条、「児童福祉法」第6条に規定する地域子育て支援拠点事業を行う拠点です。

(2) 施設構成の考え方の再整理

この計画は、上記の基本構想に示した内容を承継しつつ、検討を進める中で明らかになってきた諸条件等も考慮し、実際の整備に向けて、一段、具体的な検討を行って策定するものです。

基本構想策定後の状況変化等を踏まえて、次頁のとおり、施設構成に係る考え方を再整理します。

現況

- 保健センター
 - ・ 乳幼児健診
 - ・ 母子保健事業（各種教室）
 - ・ 子育て支援センター出張事業

- 役場
 - ・ 集団成人健（検）診等
 - ・ 健康教育
 - ・ 母子健康包括支援センター
 - ・ 母子健康手帳の交付等の事務手続き

- 子育て支援センター（こまだ保育所に設置）
- 子育てサポートセンター（他 4 保育所に設置）

構想

- 健康総合拠点施設
 - ▼ 保健センター
 - ・ 乳幼児健診
 - ・ 母子保健事業（各種教室）
 - ・ 母子包括支援機能
 - ・ 集団成人健（検）診等
 - ▼ 子育て支援センター（こまだ保育所から移設）
- +
- ・ 住民活動交流機能
- ・ 危機管理機能

- 役場
 - ・ 母子健康手帳の交付等の事務手続き等

- 子育てサポートセンター（5 保育所に設置）

状況変化

！ 法改正により、市街化調整区域における社会福祉施設の建設について、開発許可を得ることが難しくなった。（『子育て支援センター』を標榜することができないため、子育て支援機能を持たせる形で設置する必要がある）

！ 役場庁舎の長寿命化計画のなかで、住民活動交流機能が位置づけられている。（同機能の重複整備は不要のため、すみ分けを行う必要がある）

！ 『精華町まちづくり基本計画』の検討が進み、防災受援施設としての具体的な位置づけが示された。

計画

- 保健センター
 - ▼ 子育て世代包括支援機能
 - ・ 母子健康手帳の交付等の事務手続き
 - ・ 乳幼児健診
 - ・ 母子保健事業（各種教室）
 - ・ 子育て支援事業
 - ▼ 集団成人健（検）診機能
 - ▼ 健康教育機能等
- +
- ・ 住民活動交流機能（子育てや健康に特化）
- ・ 災害時保健活動機能（保健活動に係る町の本部機能）

- 役場
 - + 住民活動交流機能（予定）

- 子育てサポートセンター（5 保育所に設置）

児童福祉法に基づく『地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）』に一元化。

2. 建設候補地調査

(1) 建設候補地の抽出

基本構想では、立地に係る要件として以下を示しています。

- | |
|---|
| <p>■ 町の健康づくり、子育て支援の中心的な役割を担う施設としての最適な立地</p> <p><視点></p> <ul style="list-style-type: none">・ 公共交通機関を利用しやすい・ 行政施設等と近く利用しやすい（手続きついでに立寄れる）・ 商業施設等と近く利用しやすい（買い物ついでに立寄れる） |
|---|

これを基本としながら、実際の整備に係る基本的要件として以下を踏まえるもの
とします。

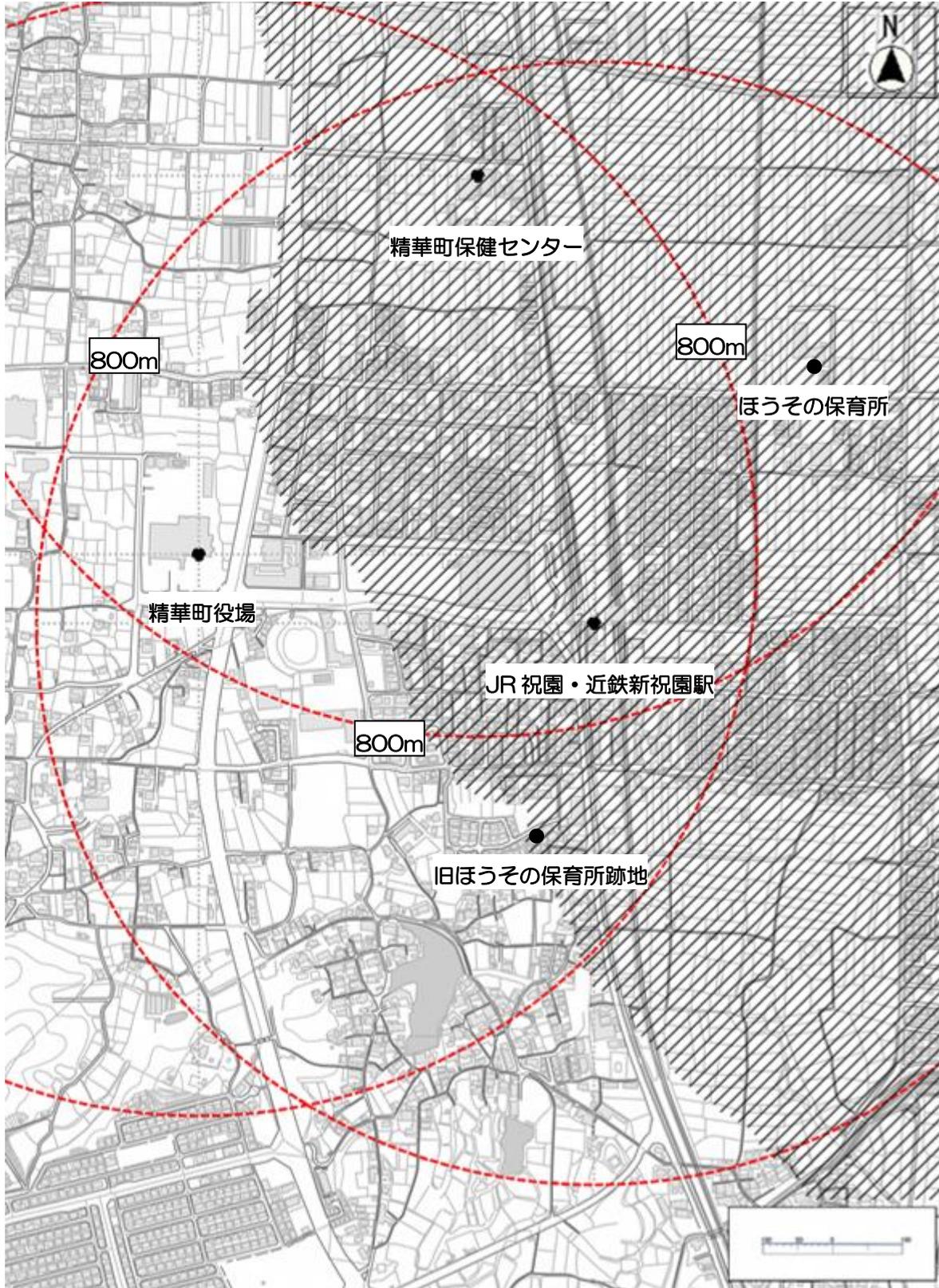
- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 公共交通機関の利便性② 行政施設等との近接性③ 商業施設などとの近接性④ 開発の容易性<ul style="list-style-type: none">・ 『市街化区域』または『開発許可が得られる市街化調整区域』であること・ 用地取得・活用がしやすいこと⑤ 災害想定等区域（浸水、土砂災害）に該当しないこと⑥ 災害時の保健活動及び健康支援に係る町の本部機能を備えることから、災害対策本部である町役場と連携が取りやすいこと |
|---|

上記から、以下が候補地として抽出できます。

- | | |
|-----------------|----------------|
| A 旧ほうその保育所跡地 | B 精華町役場敷地及び周辺地 |
| C 精華町保健センター周辺地 | D ほうその保育所隣接敷地 |
| 他 町内大型商業施設内（賃貸） | |

(参考) 候補地抽出の考え方

下図は、JR 祝園・近鉄新祝園、精華町役場、現保健センターを中心とする徒歩圏(半径 800m)を示すとともに、浸水想定区域を斜線で示しています。



※ 徒歩圏の仮定：80m/分として 10 分で移動できる距離圏。

(2) 建設候補地の適性評価

各候補地について、用地としての妥当性に係る評価は以下のとおりであり、『B 精華町役場敷地及び周辺地』を有力候補地とします。

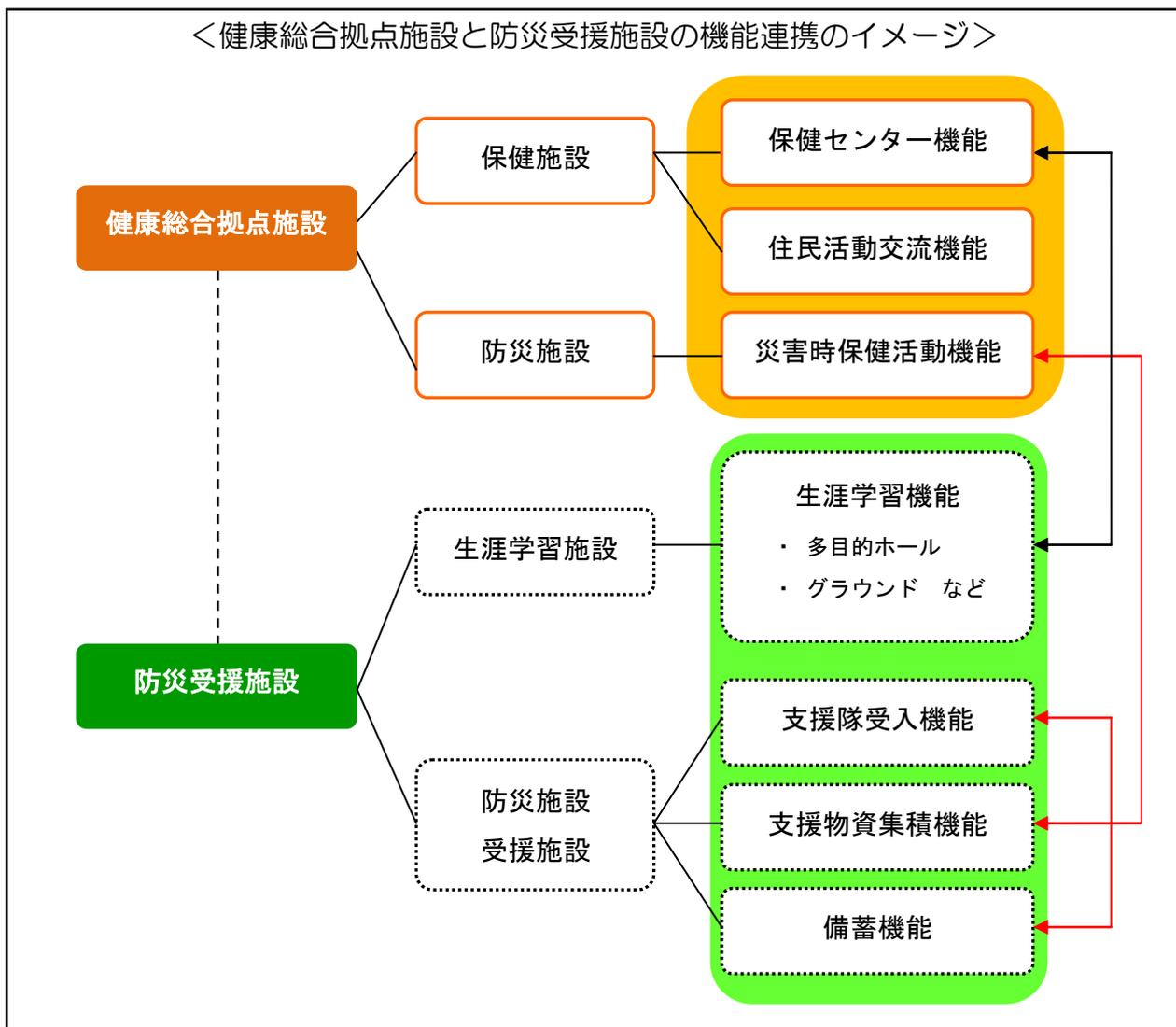
なお、町内大型商業施設内での賃貸の可能性については、賃料水準からは活用を検討できるものの、現状、活用可能な空床がないことを確認しました。

	A 旧ほうその 保育所跡地	B 精華町役場敷 地及び周辺地	C 精華町保健セ ンター周辺地	D ほうその保育 所隣接敷地
公共交通機 関の利便性	◎ ・ 好適である。	◎ ・ 好適である。	○ ・ 鉄道駅から一定 の距離がある。	◎ ・ 好適である。
行政施設等 との近接性	○ ・ 一定の距離があ る。	◎ ・ 好適である。	○ ・ 一定の距離があ る。	○ ・ 一定の距離があ る。
商業施設等 との近接性	◎ ・ 好適である。	◎ ・ 好適である。	○ ・ 一定の距離があ る。	○ ・ 一定の距離があ る。
開発の容易性	◎ ・ 市街化区域であ り、好適である。	○ ・ 市街化調整区域 だが、公益上必要 な建築物(保健セ ンター)であれば 開発許可が不要 である。	△ ・ 保健センターは 市街化調整区域 であり、市街化調 整区域内で適当 な敷地がない。	△ ・ 市街化調整区域 でもあり、地区計 画の変更が必要 である。
用地取得・活 用の容易性	○ ・ 町有地のため、用 地取得費は不要。 ・ 十分な来館者駐 車場が敷地内及 び近接に確保し にくく、住宅地内 であり、検診バス や人の出入りを 考慮すると、活用 しにくい。	◎ ・ 駐車場や調整池 など空閑地の活 用が可能である。	△ ・ 用地の取得が必 要である。	△ ・ 追加の用地取得 が必要である。
災害想定区 域の指定	× ・ 浸水想定区域内。	◎ ・ 区域外	× ・ 浸水想定区域内	× ・ 浸水想定区域内
災害対策本部 との連携	○ ・ 一定の距離があ る。	◎ ・ 近接で好適であ る。	○ ・ 一定の距離があ る。	○ ・ 一定の距離があ る。
総合評価	○	◎	△	△

3. 基本計画

(1) 施設の機能構成

「1. 計画条件の整理」の「(2) 施設構成の考え方の再整理」の内容、とりわけ、現在計画策定中の「精華町まちづくり基本計画」における「防災受援施設」の生涯学習機能や災害時の受援機能などとの連携を考慮して、当該施設に導入する機能については、次のとおりとします。



ア. 健康総合拠点施設

① 保健施設

(保健センター機能)

集団成人健診や健康に関する教育・啓発などをはじめとする保健センターとしての機能のほか、子育て世代包括支援機能を有する保健センターとして整備するとともに、健康や子育てを柱とした交流事業等についても取り組みます。また、新型インフルエンザなどのパンデミックが起きた場合には町の対策拠点としてまん延防止

に取り組みます。

健康増進などの取組では、取組の規模等に応じて、「防災受援施設」の多目的ホールやグラウンドなどの生涯学習機能を活用します。

（住民活動交流機能）

住民活動や交流を支えるために、いろいろな年代の住民が気軽に集まり交流でき、子育てや健康などへの関心につながる、きっかけづくりの場とします。

② 防災施設

（災害時保健活動機能）

災害時の保健活動に関する情報収集や避難者・被災者に対する健康管理などについて、情報収集や計画立案、現場で活動するチームとの調整など町の本部的機能を付与します。

ただし、想定している施設規模では、現場で活動する保健医療活動チームを受け入れたり、支援物資を（直接）受け入れたりすることは難しいため、「防災受援施設」と連携することで、不足する機能を補完します。

イ. 防災受援施設

① 生涯学習施設

（生涯学習機能）

既存のグラウンドや新たに整備する施設（多目的ホールや会議室など）を活用し、文化活動やスポーツ活動などを実施する施設となります。

健康増進の取組などについて、規模に応じて、当該施設の機能を活用します。

② 防災施設、受援施設

（支援隊受入機能）

災害時に自衛隊や緊急消防援助隊、他の自治体からの応援職員などの支援隊を受け入れる拠点となります。

健康総合拠点施設との関連では、実際に現場で活動する保健医療活動チームの活動拠点となります。

（支援物資集積機能）

災害時の物資集積拠点となります。保健活動用の支援物資等についても、一旦、当該施設で受け入れた後、健康総合拠点施設への配送を行います。

（備蓄機能）

町内の備蓄物資・防災機材の見直しに基づく備蓄を保管します。

(2) 保健センター機能の詳細

① 集団成人健（検）診の実施

集団成人健（検）診として、特定健診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診を実施するとともに、特定健診の結果返却会を実施します。また、集団女性がん検診として、乳がん検診、子宮頸がん検診、骨密度測定を実施します。

■ 利用事例

- ・ 特定健診及び各種がん検診の集団実施



② 健康教育の実施

生活習慣病教室や病態別教室を開催します。約 5 ヶ月間の集団教室で、講義・グループワーク・運動実践を実施します。また、医師などの専門家による健康講演会を実施します。

■ 利用事例

- ・ 各種教室での講義や運動講座の実施
- ・ 健康講演会の開催



③ 子育て世代の包括支援

子育て世代包括支援機能として、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦やその家族の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する役割を担います。

（母子健康手帳の交付等の事務手続き）

母子健康手帳交付及び妊婦健診公費負担受診券の発行を行います。また、母子健康手帳交付時に、保健師もしくは助産師等の専門職が全妊婦への面談、妊娠 8 か月の後期アンケート、妊婦訪問等を実施します。

（乳幼児健診）

小児科診察や歯科診察、歯科集団指導、歯磨き指導、計測（身長・体重・頭囲・胸囲）、保健指導（育児相談・発達の確認）、離乳食や栄養相談、発達相談員による育児相談、集団での歯科の話、子育て支援事業の紹介を行います。

■利用事例

- ・ 子育て世代包括支援機能
- ・ 乳幼児健診、保健指導や相談



(母子保健事業)

発達支援教室やパパママ教室、発達支援教室を実施します。パパママ教室では、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士による妊娠・分娩・育児のお話や相談、沐浴実習、妊娠疑似体験、育児体験を行います。

■利用事例

- ・ 妊婦と夫を対象にした沐浴・妊婦体験・助産師による相談等の実施



(子育て支援事業)

「育児等についての相談及び支援」「子育て等に関する相談、援助の実施」「地域の子育て関連情報の提供」「子育て及び子育て支援に関する講習等の実施」を基本事業として、総合的な子育て支援を行います。

また、おもちゃがいっぱいある部屋で親子で一緒に遊びながら、お母さん同士の交流、子どもの発育への不安や悩みを相談できる場を提供します。

■利用事例

- ・ 助産師と一緒に育児不安の解消を行う赤ちゃんサロンや出産を迎えるママとパパの集える場マタニティサロン
- ・ 栄養士による離乳食や幼児食の大切さを調理しながら学べる食育講座
- ・ 親子で楽しめる音楽講座やふれあい講座等



(3) 住民活動交流機能の詳細

住民活動や交流を支えるために、いろいろな年代の住民が気軽に集まり交流でき、子育てや健康などへの関心につながる、きっかけづくりの場とします。

また、健康や子育てに関するサークルや住民活動の支援の場として、保健センター事業等で利用されない時は、健診室や会議室を活動団体等が利用できるようにします。

■利用事例

- 健診室を利用した、体操やヨガ等の教室の開催
- 住民活動の発表会や情報発信の場としての利用



（４）災害時保健活動機能の詳細

① 町の保健活動本部機能

「健康総合拠点施設」は、災害時の保健活動に係る町の本部機能を果たすため、町の災害対策本部と連携し保健活動に係る体制を構築します。

また、京都府の保健医療調整本部及び保健医療調整支部である京都府山城南保健所（以下「山城南保健所」という。）と連携し、保健活動を行います。（P13 参照）

保健活動は、緊急対策、応急対策、復旧復興対策など段階に応じて下記の内容を行い、生活の安定、地域の再建に至るまで長期間にわたり展開します。（P14 参照）

（情報収集・活動方針の決定）

災害対策本部と連携した被災状況の把握、災害保健活動の優先順位決定、避難者の状況等の情報収集（広域災害医療救急情報システム：EMIS）を行います。様々な情報をもとに町の地区避難所等の避難場所への活動計画の策定と実施評価に応じた見直しを行います。

（関係機関との調整）

山城南保健所と連携し、保健師及び保健医療活動チームの受援調整を行います。

発災時の課題として取り上げられている、支援の供給と需要の調整を行い、的確な地域配分を行います。また、被災者の疾病状況等により必要な診療ニーズを把握し、適切な医療支援へとつなげます。

応援・派遣職員（保健医療活動チーム）が連携し、効果的に支援活動を展開するためのミーティングを実施します。なお、ミーティングは、災害規模に応じて校区毎に諸室を分け開催します。

- 例・応援・派遣職員の活動の指示及び総括
- ・応援・派遣職員の受け入れに関わる具体的調整



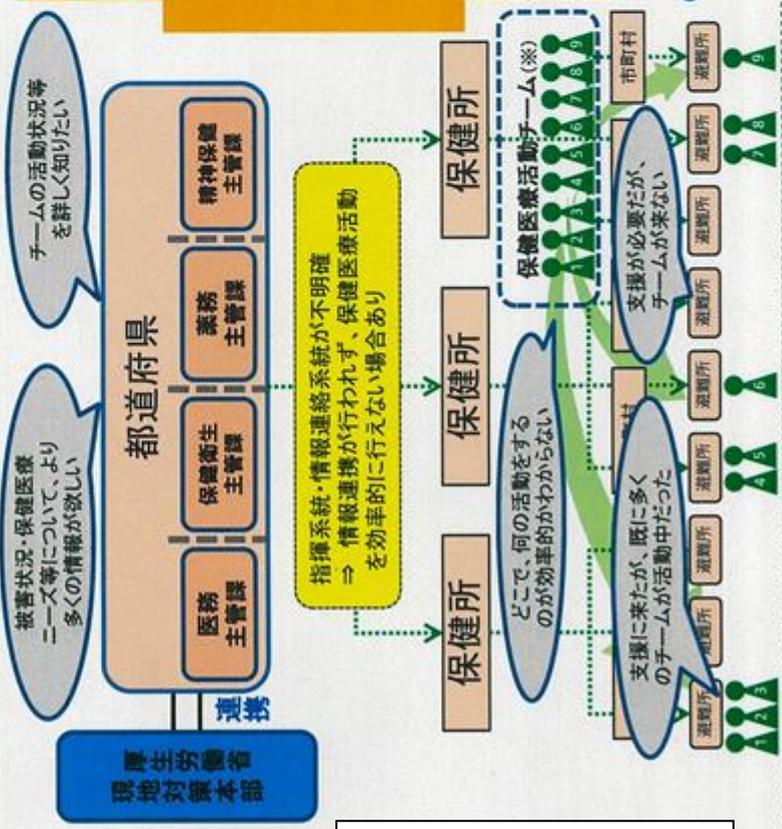
市町村災害時ミーティングの様子

写真提供： 神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課
（「平成 30 年 7 月豪雨災害派遣保健師活動報告」より）

(参考資料) 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

I 熊本地震における課題と原因

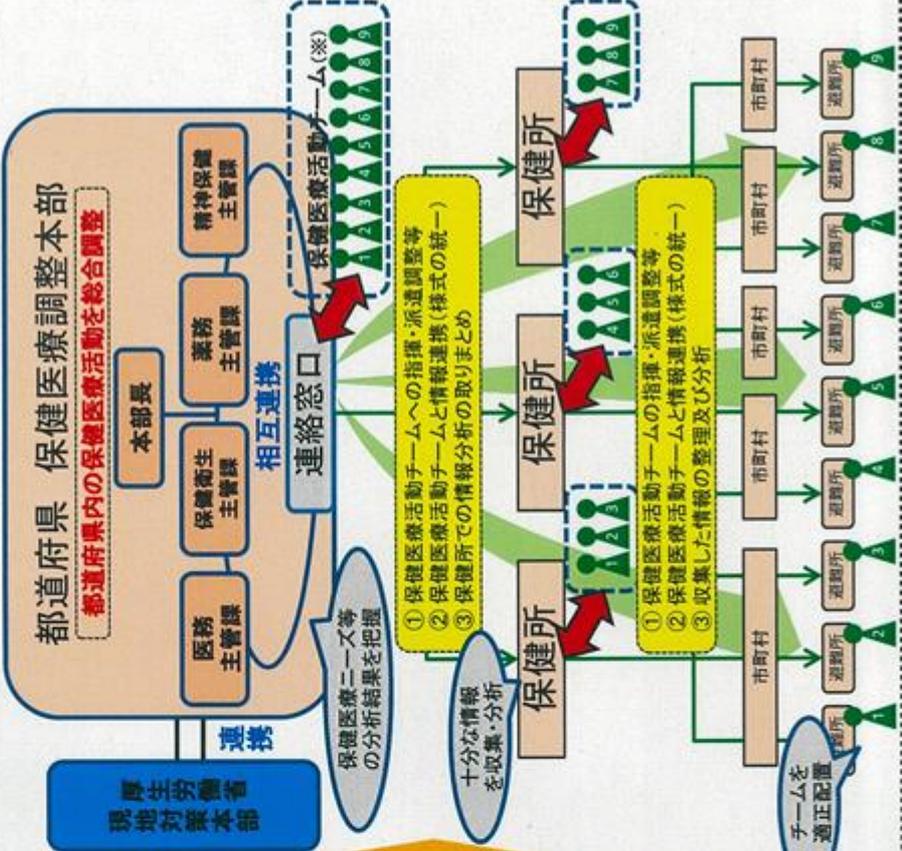
- <課題>
- 被災都道府県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療チーム等、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が行われず、保健医療活動が効率的に行われない場合があった。
- <原因>
- 被災都道府県及び保健所における、保健医療活動の総合調整を指揮・情報連絡系統が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。



(※) 凡例：保健医療活動チーム(DMAT, JMAT, 日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、国立病院機構の医療班、看護師チーム、薬剤師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

II 今後の大規模災害時の体制のモデル

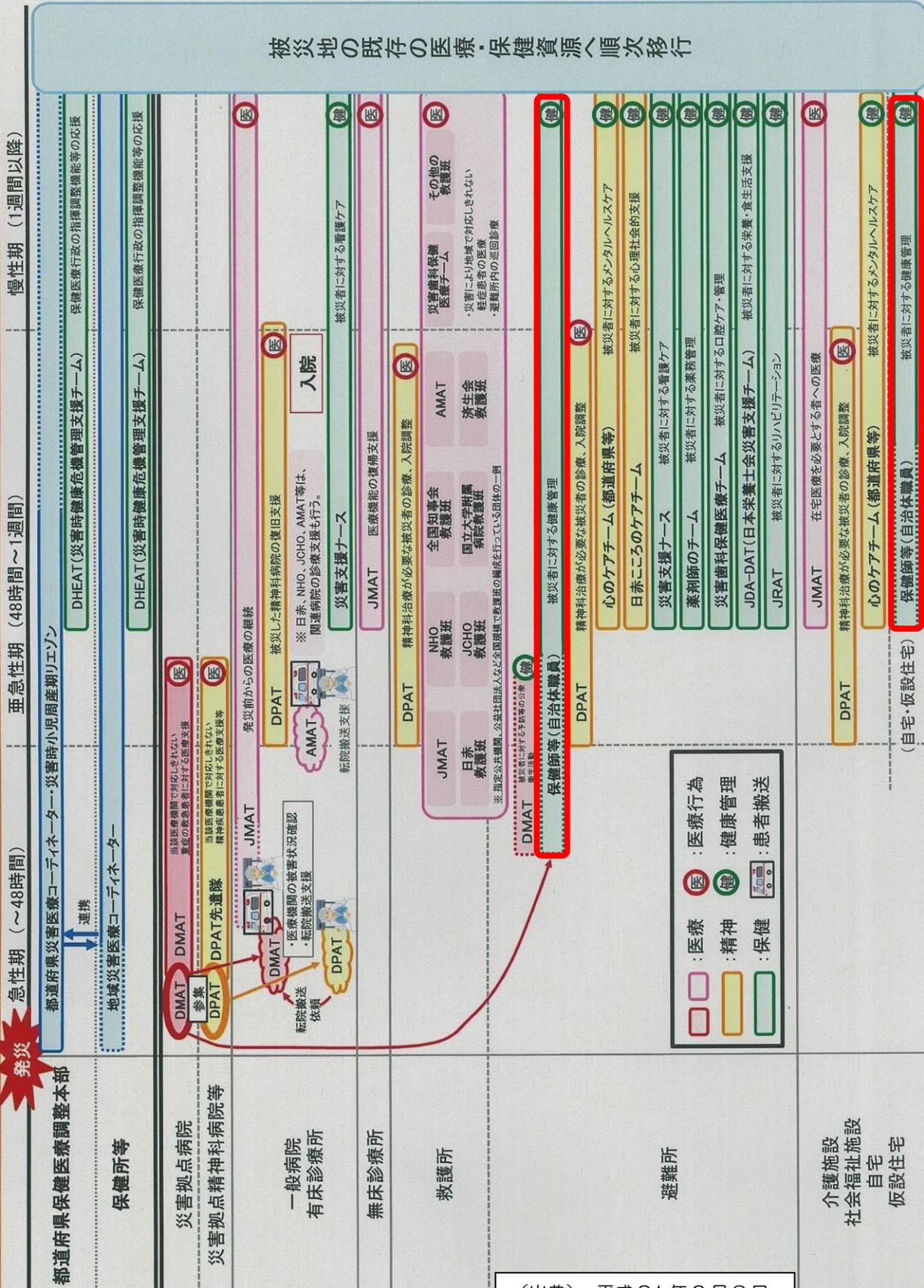
- 被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、
 - 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
 - 保健医療活動チームと情報連携(様式の統一)
 - 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析
 を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。



(出典) 平成29年7月5日
厚生労働省通知より

参考資料3

災害時における被災地外からの医療・保健に関わるチームの一例



(出典) 平成31年2月8日
厚生労働省通知より

(保健医療関係機関)

- 日本赤十字社医療救護班
- 自衛隊医療救護班
- DMAT (災害派遣医療チーム)
- JMAT (日本医師会災害医療チーム)
- AMAT (全日本病院協会災害時医療支援活動班)
- DPAT (災害派遣精神科医療チーム)
- JRAT (大規模災害リハビリテーション支援チーム) PT,OT,ST
- JDA-DAT (日本栄養士会災害支援チーム)
- TMAT (徳洲会災害医療救援隊)
- 日本看護協会災害支援ナース
- DCAT (介護福祉士) など

(保健衛生用資器材等の調達・管理)

防災受援施設と連携した保健衛生用資器材等の調達、備蓄管理及び保健活動チームへの分配を行います。

(支援者の健康管理)

支援者の健康管理(休息、仮眠室の確保、健康相談、必要に応じ早期受診勧奨)、こころのケア関係職員などによる支援者への研修の企画を行います。

② 災害時保健活動

(避難所への救護所の設置・運営)

避難者や自宅滞在者への健康管理、要医療者への処遇調整・継続支援を行います。また、災害による二次健康被害の予防のため、避難所の衛生管理・感染症対策を行います。地区避難所への活動計画は、実施、評価を行い段階に応じた見直しをします。



写真提供(右): 神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課
(「平成30年7月豪雨災害派遣保健師活動報告」より)

（ハイリスク者支援）

保健・福祉等各担当部署との連携により災害時要援護者の安否確認や医療的ケア児・者の安否確認（非常用電源の充電支援等）を行います。また、健康相談（窓口、電話、訪問）を実施します。

（参考文献）

- ・ ブリーフィング・メモ「大規模災害時における自衛隊衛生と民間医療の協力—東日本大震災の教訓（理論研究部 社会・経済研究室長 小野 圭司）」 「防衛研究所ニュース 2012年7月号（通算167号）」
- ・ 「京都府災害時保健師活動マニュアル（平成31年3月）」

■防災受援施設や防災食育センターとの連携イメージ（平常時）



健康総合拠点施設をはじめとする3施設が連携することで、健康増進や食育の取組などをより効果的に実施します。

■防災受援施設との連携イメージ（災害時）



健康総合拠点施設に不足する保健医療活動チームの受入機能や保健衛生用資器材等の支援物資の集積・備蓄機能を防災受援施設が補充することで、災害時の効果的な施設運営を行います。

(5) 施設規模の想定

敷地面積：約1,400㎡

建築面積：約800㎡ (建ぺい率 57.71%)

延床面積：約1,500㎡ (容積率 107.14%)

外観イメージ図



① 諸室の機能と規模の整理

本施設は従来の保健センター機能に加え、子育て世代包括支援機能、住民活動交流機能、災害時保健活動機能を整備するため、各機能とそれに必要な諸室の整理を行います。

室名	機能・使用方法		利用想定 人数(人)	計画面積 (㎡)	
	【平常時】	【災害時】災害時保健活動機能			
保健センター機能	診察室-1	乳幼児健診等に利用	備蓄倉庫、保健衛生用資器材等の調達及び備蓄管理	4~5	10.0
	診察室-2			4~5	10.0
	乳幼児健診室、健康相談室	乳幼児健診、乳幼児・妊産婦相談等に利用	支援者の校区毎ミーティング会議室	40	115.0
	成人健(検)診室	特定健診、がん検診、その他健康づくり事業に利用 未使用時は多目的ホールや可動間仕切りで区画して会議室として利用	【保健医療チーム活動の本格的機能】 ○ 災害対策本部と連携した被災状況の把握 ○ 災害保健活動の優先順位決定 ○ 地域の医療提供状況の情報収集(EMIS等) ○ 地区避難所への活動計画の策定と実施、評価に応じた見直し ○ 支援者(応援・派遣保健師・医療関係派遣職員・ボランティア、管轄保健所等)の全体ミーティング会議室(大規模災害時は、校区毎に他の会議室を使用し開催)	最大 150	160.0
	子育て支援室(プレイルーム、サロン)	各種子育て支援事業、母子交流の場等に利用	支援者の校区毎ミーティング会議室 夜間時、支援者の健康管理(仮眠室)	最大 80	120.0
				小計	415.0
住民活動支援機能	カフェラウンジ	施設利用者や住民が気軽に集える交流の場として利用	支援者の健康管理(休息)	20	72.0
	活動支援室	住民交流、活動の場として利用	保健活動チームの保健衛生用資器材等の備蓄及び分配場所	8	36.0
	情報提供コーナー	健康や子育てに関する情報提供の場として利用	被災状況や健康管理に関する情報提供掲示板		15.0
	調理室	栄養指導や住民交流の場として利用	支援者の健康管理(食堂)	20	72.0
			小計	195.0	
共用部	エントランスホール				100.0
	事務室	職員(保健センター、子育て支援共用)の執務等に利用	災害対策本部や関連機関への連絡調整及び被災者の電話相談、医療的ケア児・者の安否確認(非常用電源の充電支援等)等に利用		100.0
	会議室-1	職員や住民活動団体の会議、作業等に利用	支援者の校区毎ミーティング会議室		45.0
	会議室-2		備蓄倉庫、保健衛生用資器材等の調達及び備蓄管理		45.0
	相談室-1	健康相談、特定保健指導、子育て相談等に利用	被災者の健康相談窓口		10.0
	相談室-2				12.0
	相談室-3				12.0
	授乳室	(各階設置)		各 2	20.0
	給湯室	(各階設置)			12.0
	トイレ・オムツ交換場所	(各階設置)			100.0
	収納、倉庫	(各階設置)災害時のための備蓄倉庫としても利用	備蓄倉庫		60.0
	更衣、休憩室等階段、廊下等	職員の更衣、休憩に利用	支援者の衛生管理(更衣室の確保)		40.0
				小計	334.0
			合計	1,500.0	

※ 【災害時】屋外からの出入りには、洗い場を設け外部からの汚染や感染を予防する設備を設ける。

② 諸室の構成

【平常時】

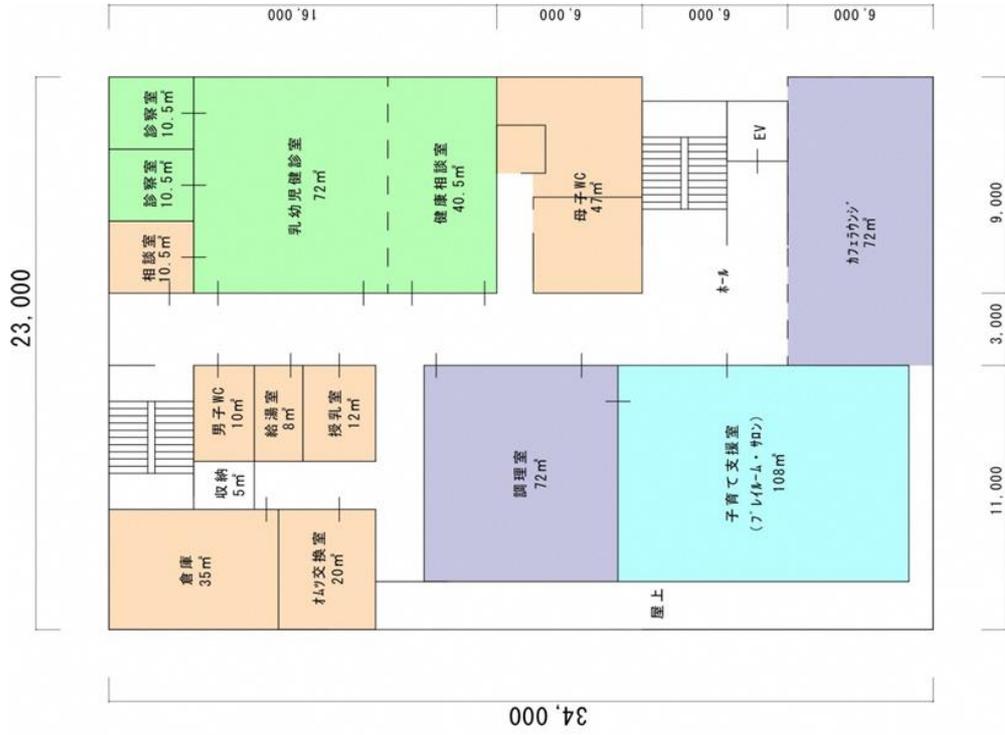
- 成人健（検）診室：検診車が寄りつき可能な 1 階に配置
- 事務室：事務室は 1 階エントランス付近に配置
- 相談室：事務室に隣接して配置
- 乳幼児健診室、健康相談室：一体利用できるように配置
- 診察室：乳幼児健診室に隣接して配置
- 子育て支援室：セキュリティを考慮して 2 階に配置
- 活動支援室：利用しやすい 1 階に配置

【災害時】

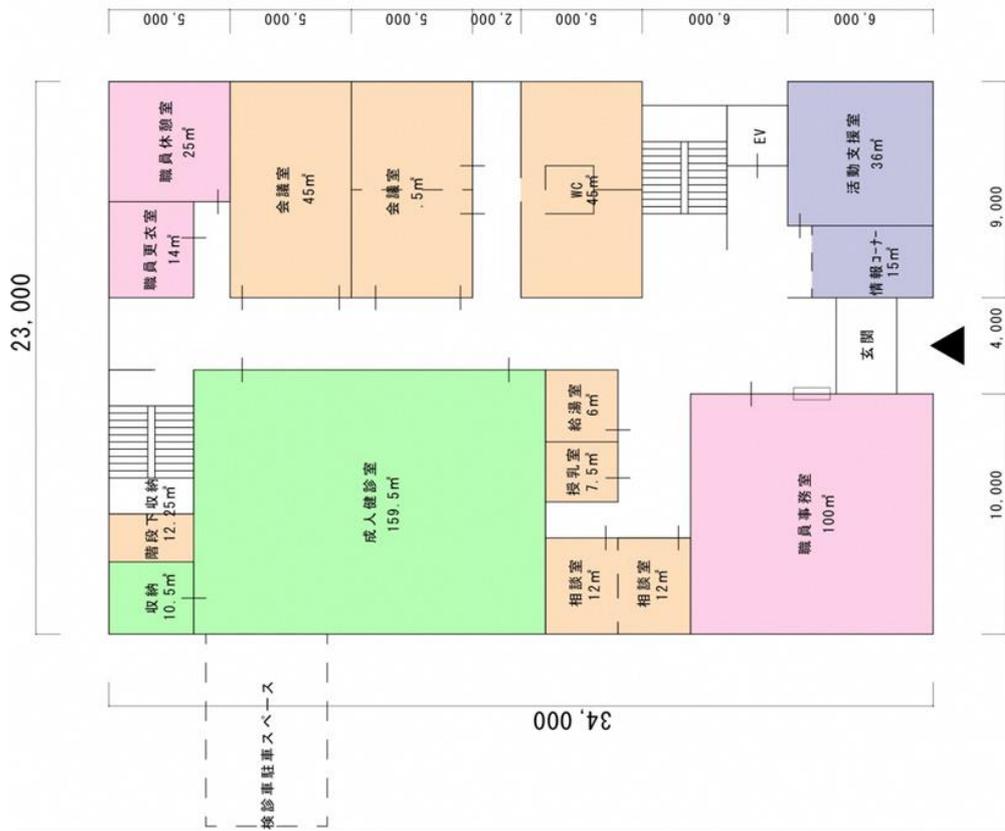
- 保健医療活動チームの活動本部は、1 階の成人健診室に配置
- 玄関近くの活動支援室には、保健衛生用資器材等の備蓄及び分配場所を設置
- 情報コーナーには、健康管理等に関する情報提供掲示板設置
- 1 階の出入り口付近は、汚染や感染を予防する洗い場を設備
- 2 階には、保健医療活動チームのスタッフの健康管理スペース及び大規模災害時の校区毎ミーティングを行う会議室を配置

(6) 施設活用イメージ

① 諸室の配置イメージ



2階平面図 730.00m²



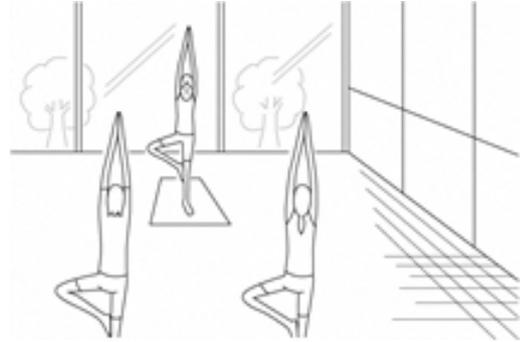
1階平面図 770.00m²

② 諸室の活用イメージ

【平常時】

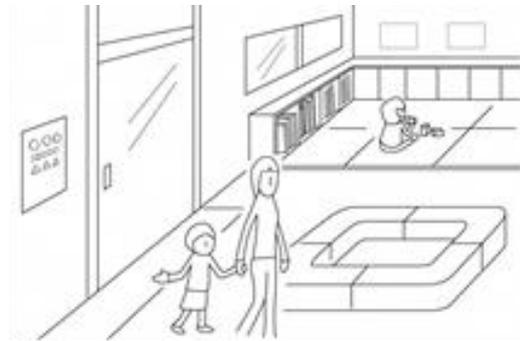
■健（検）診室

- ・ 健診等の保健センター事業で使用しない時は、住民活動等に利用できる設えとします。



■子育て支援室

- ・ 子育て支援事業で利用した時は、子育て世代の交流の場として利用できる設えとし、また色々な遊びの要素を取り入れ、年齢に合わせた遊びの場を提供します。



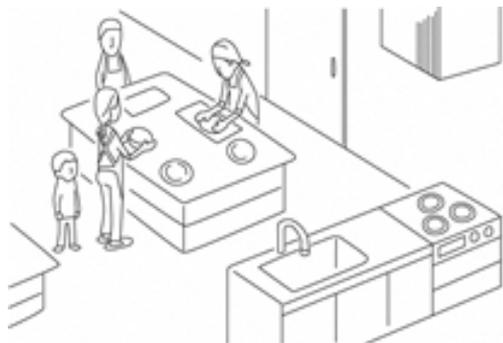
■カフェラウンジ

- ・ 気軽に利用できる交流の場とします。



■調理室

- ・ 食育や栄養指導、住民活動支援に利用します。



【災害時】

■各室

- 町の保健活動チームの本部・情報管理を行います。
- 感染症、食中毒等の予防のための衛生防疫資材の供給調整、災害保健活動用の保健衛生用資器材等の物資の備蓄を行います。
- 被災者への健康管理情報の掲示を行います。



写真提供： 神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課
（「平成30年7月豪雨災害派遣保健師活動報告」より）

4. 計画の推進に向けて

(1) 建設手順と建設計画

本基本計画に基づく基本設計、実施設計、建築工事等、業務開始に至るスケジュールについては、財源確保の目途の見通しが立った段階で進めていきます。

スケジュールに関しては、「精華町まちづくり基本計画」と連携を図り進めていきます。

■健康総合拠点施設の整備スケジュール



(2) 概算事業費

概算建設費

約 1,500 m² × 40 万円 = 約 6 億円

この概算事業費は、本体建築工事費について総床面積を 1,500 m²、1 m²あたり単価を 40 万円として想定し、事業費規模を試算したものであり、建設地の諸条件や詳細設計を進めていく過程において、総床面積や建築単価等が変動することにより、増減していく可能性があります。また、今後の物価上昇については考慮していません。

※ 設計・監理委託費、土地取得費、備品整備費、開設後の維持管理費等は含んでいません。

資料編

<精華町健康総合拠点施設のあり方検討会議>

1. 検討の経緯

年月日	内容
令和元年 8月 28日	第1回 (1) 現保健センターと子育て支援センターの現状について (2) 「精華町健康総合拠点施設整備基本構想」について (3) 「精華町健康総合拠点施設整備基本計画」構成案について (4) 精華町健康総合拠点施設整備基本計画策定スケジュール
10月 29日	第2回 (1) 健康総合拠点施設についての考え方の再整理 (2) 健康総合拠点施設整備候補地の調査について (3) 参考事例の紹介 (4) 諸室機能・設備について意見交換
12月 17日	第3回 (1) 健康総合拠点施設基本計画（案）について (2) 今後のスケジュールについて (3) パブリックコメントについて
令和2年度 2月 28日	第4回 (1) パブリックコメントに対する町の考え方について (2) 健康総合拠点施設基本計画（最終案）について

2. 委員名簿

No.	団体名等	役職名	氏名（敬称略）
1	京都大学大学院	教授	会長 桂 敏樹
2	一般社団法人 相楽医師会	副会長	岸田 秀樹
3	京都府山城歯科医師会精華班	班長	内田 裕也
4	京都府山城南保健所	所長	三沢 あき子
5	精華町食生活改善推進員協議会	会長	野澤 知子
6	精華町子育て地域パートナー連絡協議会	会長	田中 智美
7	特定非営利活動法人 そら	理事長	副会長 地主 明広
8	社会福祉法人 精華町社会福祉協議会	会長	長谷川 悟
9	精華町民生児童委員協議会	役員	森 修美
10	軽やか同窓会 (せいか健康づくりプロジェクト)	代表	阪本 憲司
11	光台七丁目育児サークル「とんとん」	代表	近藤 繭子
12	子育てサークル「9ぴーちゃん」	代表	矢田 佳奈美
13	一般公募		北崎 和博

(令和元年度)

3. 会議体設置の規定

精華町健康総合拠点施設のあり方検討会議設置要綱

平成30年8月20日

要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、精華町健康総合拠点施設のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 精華町健康総合拠点施設整備の方向性を検討するにあたり、助言を求めることを目的とし、検討会議を設置する。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者の中から町長が委嘱した者（以下「委員」という。）15名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師会等の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 健康又は社会福祉等に関係する団体の代表者
- (5) 一般公募の町民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の設置目的が達成されるまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、検討会議を総理し代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、検討会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、説明若

しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会の設置)

第8条 検討会議に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 検討会議及び専門部会の庶務は、健康福祉環境部健康推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議の議を経て会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。